第1項の表119四の項中「藤崎」を「中区藤崎」に、「大多羅町」を「東区大多羅町」に、「北緯34度36分47秒東経133度57分05秒」を「北緯34度37分50秒東経133度59分12秒」に、「北緯34度36分57秒東経133度54分17秒」を「北緯34度39分57秒東経134度00分19秒」に改める。

二十九　平成二十年総務省告示第六十二号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第1項の表九の項を次のように改める。

9	削除

第1項の表六二の項を次のように改める。

62	削除

第1項の表七〇の項を次のように改める。

70	削除

第1項の表八四の項を次のように改める。

84	削除

第11項の表四の項中「(78.50)」を「(70.75)」に、「中壇638」を「中壇600－2」に、「(302.80)」を「(309.30)」に、「北緯34度57分35秒東経138度24分17秒」を「北緯34度57分34秒東経138度24分18秒」に、「北緯34度58分29秒東経138度27分52秒」を「北緯34度58分26秒東経138度27分48秒」に改める。

第四項の表三の項及び二〇の項中「十三塚3030」を「十三塚1－43」に改める。

三十　平成二十年総務省告示第二百五十三号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第1項の表一一の項及び一二の項を次のように改める。

11	削除
12	削除

第1項の表四二の項を次のように改める。

42	削除

第1項の表五〇の項を次のように改める。

50	削除

三十一　平成二十年総務省告示第六百一号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第1項の表六の項を次のように改める。

6	削除

第1項の表一六の項を次のように改める。

26	削除

第1項の表一一八の項を次のように改める。

128	削除

三十一　平成二十一年総務省告示第二百七十三号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第1項の表一一三の項を次のように改める。

113	削除

第1項の表一二五の項を次のように改める。

125	削除

第1項の表一二七の項を次のように改める。

127	削除

三十三　平成二十一年総務省告示第四百号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表三の項を削る。

三十四　平成二十三年総務省告示第九十三号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第四項の表五六の項及び五七の項中「芽吹手」を「芽吹手」に改める。

三十五　平成二十四年総務省告示第三百八十三号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第1項の表一五の項を次のように改める。

25	削除

第1項の表一六の項中「(80.30)」を「(79.90)」に、「(358.80)」を「(351.90)」に改める。

三十六　平成二十五年総務省告示第二百二十一号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第1項の表六の項を次のように改める。

6	削除

第四項の表七の項及び八の項中「十三塚3030」を「十三塚1－43」に改める。

官庁報告

国家試験

第73回作業環境測定士試験の実施

作業環境測定法施行規則（昭和50年労働省令第20号）第18条の規定に基づき、第73回作業環境測定士試験の日時、場所その他試験の実施に関し必要な事項を次のとおり公告する。

平成26年4月11日

厚生労働大臣　田村　憲久

1　試験の種類及び日時

(1)　第一種作業環境測定士試験

平成26年8月20日（水）午前10時から

平成26年8月21日（木）午前9時30分から

(2)　第二種作業環境測定士試験

平成26年8月20日（水）午前10時から

2　試験地　北海道、宮城県、千葉県、東京都、愛知県、兵庫県、広島県及び福岡県

3　受験資格

(1)　学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。以下同じ。）又は高等専門学校（旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校を含む。以下同じ。）において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後1年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの

(2)　学校教育法による高等学校又は中等教育学校において理科系統の正規の学科を修めて卒業した者で、その後3年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの